

多様なデバイスにおけるフィルタリング提供義務について（意見）

平成 22 年 12 月 22 日

藤川大祐

1. 問題の所在

青少年インターネット環境整備法におけるフィルタリング提供義務規定は、携帯電話インターネット接続役務（17条）、インターネット接続役務（18条）、インターネットと接続する機能を有する機器（携帯電話端末等を除く）（19条）を対象として、事業者フィルタリングの提供義務を課すものである。携帯電話インターネット接続役務提供事業者「フィルタリングの利用を条件に役務提供」という比較的重い義務を課す一方、インターネット接続役務提供事業者には「求められたときは（中略）提供」、端末製造事業者には「利用を容易にする措置を講じた上で（中略）販売」と、比較的軽い義務を課している。

現状、フィルタリング提供義務規定について以下の問題点が指摘されている。

○ 新たなサービスへの対応

ICT 技術の発展に伴い、例えば無線 LAN に接続可能な携帯電話端末や携帯電話回線の利用が可能なスレート型パーソナルコンピュータ等が出現する等、サービス（端末機器、ブラウザ及び接続形態）の多様化が進展している。フィルタリング提供義務規定は、現在、後述（※現行法の適用について）のとおり運用されているが、新たに出現したサービスを中心に、複数のサービスについて、青少年のインターネット利用への影響という観点から義務が重すぎるのではないか、あるいは軽すぎるのではないかという指摘がなされている。

○ 端末機器の設定を要するフィルタリング方式の進展

携帯電話インターネットに係るフィルタリングサービスは、これまで端末機器の設定を要しないプロキシ方式¹が採用されてきたが、携帯電話端末の高機能

¹ プロキシ方式とは、全ての通信を HTTP プロキシ経由で行わせることで、該当の HTTP プロキシにて通信の宛先となる URL 情報をフィルタリング該当サイトリストと突合することでサイトへの通信を遮断する方式を指す。インストール方式とは、フィルタリング対象となる PC 内に、通信を監視するソフトウェアを導入し、通信宛先となる URL 情報を、同ソフトウェア内に保持したフィルタリング該当サイトリストと突合することでサイトへの通信を遮断する方式を指す。参照サーバ方式とは、フィルタリング対象となる機器内に、通信を監視するソフトウェアを導入し、通信宛先となる URL 情報を、インターネット上の指定されたサーバ内に保持されたフィルタリング該当サイトリストと突合することで、サイトへの通信を遮断する方式を指す。

化等に伴い、端末機器の設定を要する方式（インストール方式や参照サーバ方式）が採用され始めている。一方、法は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者にのみフィルタリング提供義務を課しており、携帯電話端末等の製造事業者には義務を課していないため、必ずしも携帯電話インターネット接続役務提供事業者のフィルタリング提供義務の履行が円滑に進められていないとの指摘がある。

○ 「利用を条件として提供」の解釈

法17条は携帯電話インターネット接続役務提供事業者に、「フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供」するよう義務づけているが、具体的にどのような対応をとれば義務を果たしたのか、法解釈に幅があり不分明との指摘がある。

※現行法の適用について

17条、18条、19条の適用関係は、端末機器、ネットワーク、ブラウザ、利用形態について判断されている。この適用関係をフローチャートにしたものが別紙1である。具体的な適用を示した表が別紙2である。

スマートフォン（携帯電話回線利用の場合）については、法第17条が適用されると解されており、現状、「利用を条件として提供」の解釈により一部判断の分かれる端末を除けば、）携帯電話インターネット接続役務提供事業によってフィルタリングサービスが確実に提供されている。一方、携帯電話端末から無線LANを通じてインターネットに接続する際には、法第17条及び法第19条が適用されず、法第18条のインターネット接続役務提供事業者にのみ義務が発生すると解釈されている。²つまり、この結果、無線LANによる接続については、端末側には法19条に相当するフィルタリングサービス提供に関する規定がないこととなる。また、携帯電話回線を利用する場合であっても、通話機能を有しない端末（スレート型PCや電子書籍リーダー等）には、法第17条が適用されず、インターネット接続役務提供事業者に対して法18条の義務が、端末機器製造事業者に対して法19条の義務がそれぞれ課される。

2. 基本的な考え方

本WGは、「新しい状況に対応した青少年のインターネット利用環境の整備の

² 「いわゆるスマートフォンのような高機能携帯電話端末等において、公衆無線LANを用いたインターネット接続を利用することも想定されるが、公衆無線LANは、携帯電話端末等以外にも利用されるものであるため、（携帯電話インターネット接続役務には）該当しない。」（関係法令条文解説10ページ）

ためのさらなる取組の在り方を検討」することとされているため、問題への対処は、単なる条文への当てはめではなく、法の趣旨に立ち返った検討が必要である。

○ フィルタリング提供義務のあり方

前述のとおり、法は、携帯電話インターネット接続役務（17条）、インターネット接続役務（18条）について義務に軽重を設けている。これは、法が民間における自主的かつ主体的な取り組みの尊重を基本理念としており、事業者に対して過度な規制となってはならないことに鑑み、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響の軽重を反映させたからであると考えられる。³換言すれば、法の趣旨は、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が重大なサービスについては、フィルタリングサービスの利用を条件に役務提供する、初期状態ではインターネット接続を利用不可にしておく等のより積極的な対応を事業者に求めていると考えられる。

青少年のインターネット利用環境に重大な影響を持つサービスは、次の2点の判断基準を共に満たすサービスであると考えられる。

① パーソナル性の高いサービス

青少年による利用が18歳以上の者に監督される蓋然性が低いサービス

② 青少年利用の多いサービス

青少年がこれを利用して青少年有害情報を閲覧する可能性が特に高いサービス

①について、パーソナルコンピュータを通じてインターネットに接続する場合のように、青少年本人以外の保護者等の世帯構成員も利用することが通常想定される場合には、当該世帯構成員が青少年のインターネット利用状況を把握・管理することが容易と考えられ、管理ツールであるフィルタリングを利用することを条件に役務提供することを求めるには及ばないと考えられる。②について、パーソナル性の高い端末を利用するサービスであっても、事業者に過度の負担をかけることは避けるべきであることから、現状、青少年利用が少ないサービスについては、フィルタリングを利用することを条件に役務提供することを求めるには及ばない。

³ 条文解説（平成21年3月内閣府、総務省、経済産業省）によれば、法18条の義務が法17条よりも軽い理由について、「青少年は携帯電話端末やPHS端末を通じて青少年有害情報に触れることが特に多い現状にあること」、「パーソナルコンピュータ等を通じてインターネットに接続する場合については、青少年以外の世帯構成員も利用していることが想定され」ること、「パーソナルコンピュータ等ではフィルタリングソフトウェアが利用可能となっていること」の3点をあげている。

○ 「利用を条件に提供」の解釈【藤川主査代理にて検討中】

○ 技術中立的な規律

法が、携帯電話インターネットへのフィルタリング提供義務について、携帯電話インターネット接続役務提供事業者にのみ義務を課し、携帯電話端末製造事業者に義務を課していないのは、立法当時にネットワーク側でフィルタリングを提供する方式（プロキシ方式）を想定していたからであると考えられる。しかしながら、現在、フィルタリング技術は多様化していることから、プロキシ方式にとらわれず、端末やネットワークの状況によって最も適切な技術が選択されることが望ましいと考えられる。

3. 具体的な対応

上記基本的な考え方にに基づき、関係事業者は以下の具体的な対応をとることが求められる。同時に、行政には、関係事業者に対して具体的対応をとるよう要請することが求められる。

本ワーキンググループの検討は法の見直しに資するためのものであるが、民間の自主的取組を尊重する青少年インターネット環境整備法の趣旨に鑑み、現行法で義務が課されていないサービスであって具体的対応を求めるものについては、まずは民間の自主的取組に期待することとする。他方、法解釈の明確化が必要な部分については、総務省には、内閣府及び経済産業省と連携して、条文解説に明記する等の対応を図ることが求められる。

3-1. フィルタリングの確実な提供

パーソナル性が高く、青少年利用の多いサービスに係るインターネット接続役務については、フィルタリングの利用を条件として役務提供を行うことを求めることが望ましい。

この際、携帯電話端末等で、無線LANを利用してインターネットに接続する場合に、フィルタリングの利用を条件として役務提供を求めることが適当かどうか問題となり得る。この点、現時点では、無線LANの青少年への普及度合いが高いとは必ずしも言えないため、フィルタリングの利用を条件として役務提供を行うことを求めることまでは要しないと考えられる。ただし、今後、本研究会において定期的に普及度合いを検証し、相当程度の割合に達した場合は、利用を条件とした提供を求める必要があるだろう。また、無線LAN接続時にフィルタリングが機能しない場合には保護者及び利用者にその旨を説明するこ

と、保護者の権限で無線LAN機能の利用を制限できるようにすること等、無線LAN接続における問題の発生への実効性ある対応策について、関係事業者で自主的な検討を行うことが望ましい。

また、通話機能のないスレート型パーソナルコンピュータ、ポータブルゲーム機及び電子書籍リーダー等の新たな通信端末機器で、携帯電話回線を利用してインターネットに接続した場合に、フィルタリングの利用を条件として役務提供を求めることが適当かどうか問題となり得る。この点、これらの新たな通信端末機器については、今後、青少年への普及度合いや、青少年による端末の利用実態を検証し、これを踏まえて追加的な対応の必要性が認められれば、フィルタリング利用を条件として役務を提供することや、初期状態でインターネット接続機能を使用不可にしておくこと等の自主的な対応を事業者に求めていくことが望ましい。

3-2. サービス開始時におけるフィルタリング実装の確保

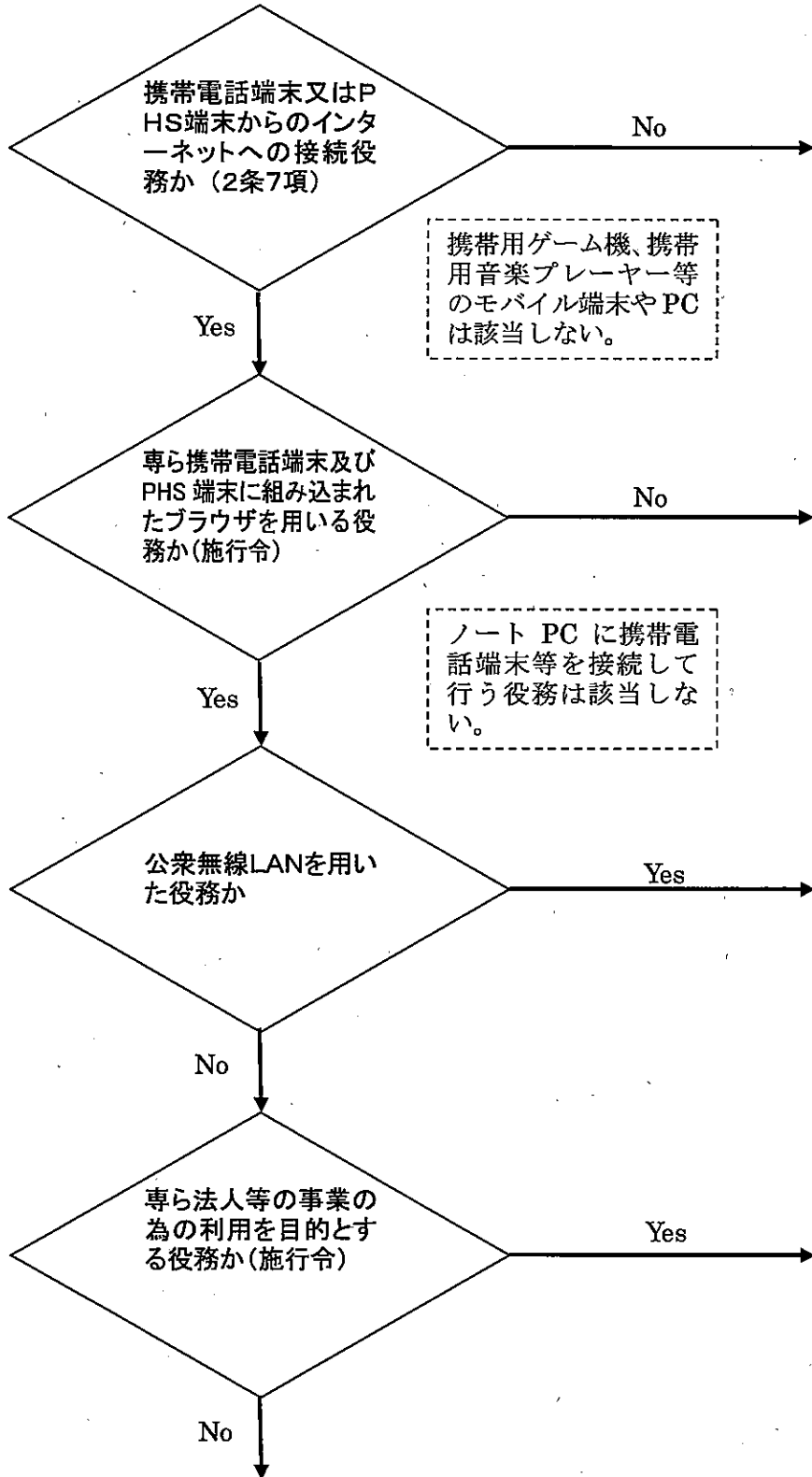
【藤川主査代理にて検討中】

3-3. 携帯電話インターネット接続役務提供事業者と端末機器メーカーの協力の推進

現在、フィルタリング技術は多様であり、端末やネットワークの状況によって最も適切な技術が選択されることが望ましい。例えば携帯電話端末にフィルタリングソフトウェアをプリインストールして提供する等、ネットワークではなく携帯電話端末側でフィルタリング機能を提供した場合であっても、法第17条の義務を果たしたと考えられるが、これを更に明確化するため、総務省には、内閣府及び経済産業省と連携して、所要の記述を条文解説に明記することが求められる。

現状、携帯電話インターネット接続役務提供事業者と端末機器製造事業者は、協力してフィルタリングサービスを提供している。しかしながら、ネットワークや端末機器の状況は不断に変化しており、フィルタリングサービスのあり方もこれに伴って変化していくものと考えられる。こうした環境変化に対して、今後も、青少年インターネット環境整備法に定められた責務を果たすよう、関係者が円滑に協力関係を構築して、取組を進めていくことが求められる。

フィルタリング提供義務について



携帯用ゲーム機、携帯用音楽プレーヤー等のモバイル端末やPCは該当しない。

ノート PC に携帯電話端末等を接続して行う役務は該当しない。

インターネット接続役務として法18条の適用対象となる他、インターネット接続機器については、携帯電話端末等を除き、法19条の義務の対象

携帯電話インターネット接続役務として、法17条の適用対象

○青少年インターネット環境整備法の適用関係について

資料4-別紙2

端末又は機器の種別		携帯端末		その他携帯端末 (携帯電話/PHS端末を除く)					固定端末				
		携帯電話/PHS端末(ブラウザフォン、スマートフォン)		ポータブルゲーム機(DS、PSP等)	携帯オーディオプレイヤー(iPod Touchなど)	スレート型PC(iPadなど)	PC		ゲーム機(Wii、PS3等)	インターネット対応型テレビ、テレビチューナー	ビデオカメラ、DVDプレイヤー等、カメラ	カーナビ、GPS装置、冷蔵庫等の家電等(19条但書の対象)	
接続の種類別		携帯電話回線	無線LAN(WiFi接続)	無線LAN(WiFi接続)	無線LAN(WiFi接続)	携帯電話回線	無線LAN(WiFi接続)	携帯電話回線	有線接続、無線LAN(WiFi含む)	有線接続、無線LAN(WiFi含む)	有線接続、無線LAN(WiFi含む)	有線接続、無線LAN(WiFi含む)	有線接続、無線LAN(WiFi含む)
上 青 少 年 イ ン タ ー ネ ッ ト 環 境 整 備 法	17条 (携帯ISPの義務)	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	18条 (ISPの義務) ※大手ISPのみ	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	19条 (機器製造事業者の義務)	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
備考										施行令第3条 経産省H18告示	施行令第3条 経産省H19告示	施行令第3条 経産省H20告示	施行令第3条 経産省H21告示

注1 17条が適用される携帯電話インターネット接続義務:

インターネットを利用して公衆の閲覧(視聴を含む。以下同じ。)に供されている情報を、専ら携帯電話端末又はPHS端末に組み込まれたブラウザ(インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧するためのプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)をいう。)を用いることにより閲覧することを可能とするために提供される電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。)とする。
※ ただし、法人その他の団体又は事業として若しくは事業のために契約の当事者となる場合における個人に対してのみ提供されるものを除く。

注2 18条の適用対象外: 青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が甚微な場合

ー インターネット接続義務提供事業者がインターネット接続義務を提供する契約を締結している者の数が五万を超えない場合。

注3 19条の適用対象外: ①携帯電話・PHS端末

②同条に規定する機器にあらかじめブラウザが組み込まれていない場合、

③青少年による当該機器の使用が十八歳以上の者に目視により監視される蓋然性が高いと認められる場合として経済産業大臣が告示で定める場合(=カーナビ)

④当該機器が専ら事業のために使用されると認められる場合

⑤経済産業大臣が告示で定める当該機器の種類ごとに、同一の事業者が製造した当該機器の当該年度の前年度における販売数量が一万台を超えない場合において、当該事業者が製造した当該機器を当該年度に販売するとき、

(パーソナルコンピュータ、データ収録装置、テレビ受像機、ビデオカメラ、ビデオディスクプレーヤ、テレビジョンチューナー(部品として他の機器に組み込まれるものを除く。)、カメラ、家庭用テレビゲーム)